

9月10日は「下水道の日」

「2019年度下水道推進標語」

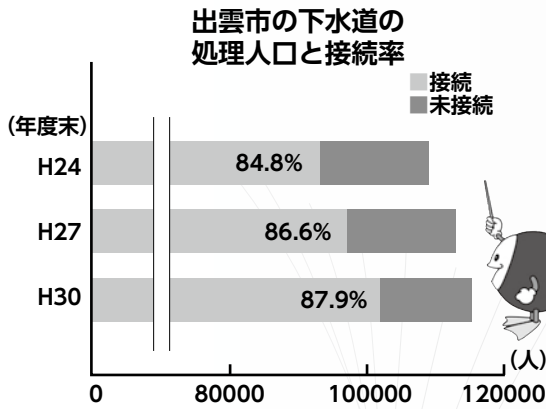


下水道 見えないしごとに金メダル

下水道への接続をお願いします

公共下水道や農業・漁業集落排水施設などが整備され、利用できるようになった区域の人のうち、概ね9割が接続を終えています(グラフ)。一方で、まだ約5500世帯は下水道に接続されていません。

家庭から出る生活排水をそのまま流すことは、河川や湖、海の水質汚染の原因となります。また、近所の排水路の悪臭の原因になり、生活環境を悪化させます。



下水道が整備されたら、1日も早く下水道への接続工事を行っていただきますようお願いいたします。

◆下水道への接続工事は、市が指定している工事店へ依頼してください。

◆接続工事にかかる費用について、融資あっせん制度を設けていますので、ご利用の際はお問い合わせください。

下水道は正しく使いましょー

下水道への異物の流入によるマンホールポンプの故障や、油による下水道管の詰まりが発生しています。故障や詰まりが発生すると、汚水が流れなくなりします。

◆台所では・・・

油や野菜くず、残飯を流さないでください。また、残った油は、キッチンペーパーなどでふき取り、燃えるごみに出してください。



◆トイレでは・・・

流すことができるのは、トイレレットペーパーだけです。

ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、ウエットティッシュ、ペット用トイレ砂などは水に溶けないため、絶対に流さないでください。

◆マンホールや公共ますに異常があったら・・・

市では、下水道施設の維持管理に努めています。マンホールや公共ますが壊れているなど異常を発見された場合は、市への連絡をお願いいたします。



浄化槽の適正な維持管理をお願いします

浄化槽は、維持管理を適切に行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、生活環境を悪くする原因になってまいります。

浄化槽は、浄化槽法に基づいて、

個人で設置された合併処理浄化槽には補助金制度があります

合併処理浄化槽を適正に維持管理された場合に補助金を交付します。

◆交付する期間

浄化槽を設置された翌年度から、下水道が供用開始されるまでの間

◆補助金の交付要件

前年度に法定検査を受検し、当年度に保守点検と清掃を行うこと

◆補助金額

1基あたり年間
1万5千円を限度



下水道についてのおたずね

- 下水道管理課 ☎21-2225※
- 下水道建設課 ☎21-2227※

※夜間・休日の緊急時は、
上下水道局当直(☎21-3511)に
連絡してください。

- 東部上下水道事務所 ☎63-5554
- 西部上下水道事務所 ☎43-1211

小型特殊自動車は軽自動車税が課税されます

小型特殊自動車は、道路を走行しない車両でも軽自動車税が課税されます。下表に該当する車両等をお持ちの人（個人・法人）は市に申告をして、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

区 分	農耕作業用	その他のもの
大 き さ	制限なし	長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	35km/h未満	15km/h以下
種 類	農耕トラクタ 農業用薬剤散布車 刈取脱穀作業車（コンバイン） 乗用田植機 	ショベルローダ（ミニバックホウ含む） ロードローラ フォークリフト ホイールキャリア 等 
軽自動車税（年税額）	2,400円	5,900円

※「農耕作業用」は、最高速度が35km/h以上の場合、大型特殊自動車となります。

※「その他のもの」は、大きさ（長さ・幅・高さ）、最高速度の要件を一つでも超える場合は、大型特殊自動車となります。

○申告受付場所 市民税課または各行政センター市民サービス課

○申告に必要なもの

- ・軽自動車税申告書（申告受付窓口にあります） ・印鑑
- ・車名（メーカー名）、型式、車台番号（農耕作業用は製造番号）等がわかるもの
- ・販売証明書または譲渡証明書

おたずね／市民税課 ☎21-6703

防災重点ため池が再選定されました ため池の届出制度が始まります

（単位：箇所）

防災重点ため池の再選定

平成30年7月豪雨を受け、国から「今後のため池対策の進め方」が示され、新しい基準により、全国で防災重点ため池の再選定が実施されました。

新基準による定義は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池です。

出雲市では、ため池総数1,436箇所のうち、206箇所が選定されました。現在、島根県ホームページで、防災重点ため池の位置情報が公開されています。

※防災重点ため池は、決壊した場合に人的被害を与えるかどうかで選定されており、決壊の可能性で選定されたものではありません。

ため池の届出制度が始まります

農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が、令和元年7月1日に施行されました。

農業用ため池の所有者や管理者は、施設に関する情報を県に届け出ることが必要となります。詳細は、下記までお問い合わせください。

○島根県ホームページ「島根県のため池情報」

https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/nochi/bousai/tameikejohou.html

地域	農業用 ため池 の総数	防災重点ため池数	
		新基準	旧基準
出雲	352	43	1
平田	674	85	15
斐川	147	28	7
佐田	149	22	3
多伎	76	15	3
湖陵	37	12	4
大社	1	1	0
計	1,436	206	33

おたずね／農林基盤課 ☎21-6859